

令和7年7月1日

入札参加申請者各位

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合
管理課

最低制限価格制度に係る適用範囲の拡大について

予定価格が 2,000 万円以上の建設工事に係る測量・設計・地質調査・補償コンサル業務 について、低価格入札による業務の品質低下等の防止を図るため、最低制限価格制度を導入します。

記

1. 最低制限価格制度適用範囲の拡大

【現行】

【追加（工事は変更なし）】（R7.8.1～）

【適用範囲】 建設工事
【設定範囲】 予定価格の 7.5/10 から 9.2/10
【計算式】 I. 300 万円以上 ①直接工事費 ×0.97 ②共通仮設費 ×0.90 ③現場管理費 ×0.90 ④一般管理費 ×0.68 II. 300 万円以下 予定価格の 60%

【適用範囲】 <u>2,000 万円以上の建設工事に係る</u> <u>測量・設計・地質調査・補償コンサル業務</u>
【設定範囲】 予定価格の 6.0/10 から 8.5/10
【計算式】 別紙のとおり (測量/設計/地質調査/補償コン についてそれぞれ定める)

計算式により算出した額が設定範囲を上回った（下回った）場合は上限（下限）値

2. 適用月日 令和7年8月1日以降の入札公告から

別紙

測量		地質調査業務	
設定範囲 6.0/10 から 8.2/10		設定範囲 2/3 から 8.5/10	
・直接測量費 ×1.00		・直接調査費 ×1.00	
・測量調査費 ×1.00		・間接調査費 ×0.90	
・諸経費 ×0.50		・解析等調査業務費 ×0.80	
		・諸経費 ×0.50	
設計		補償コンサル	
設定範囲 6.0/10 から 8.1/10		設定範囲 6.0/10 から 8.1/10	
・直接人件費 ×1.00		・直接人件費 ×1.00	
・直接経費 ×1.00		・直接経費 ×1.00	
・その他原価 ×0.90		・その他原価 ×0.90	
・一般管理費等 ×0.50		・一般管理費等 ×0.50	

※計算式により算出した額が設定範囲を上回った（下回った）場合は上限（下限）値